

登録患者の追跡方法の可能性 C. 戸籍簿追跡

味木 和喜子*

1. はじめに

がん登録では、登録患者の予後を把握するために、死亡情報を入手するのみでなく、定期的に患者の生存確認調査を実施する必要がある。正確な生存情報を入手するために、わが国のがん登録では、患者の住民票あるいは戸籍謄本の記載事項より、生存、死亡、転居(転籍)を確認する方法が用いられている。ここでは、患者の本籍地を管轄する役場へ、戸籍・除籍謄本の交付を依頼し、患者の生死を確認する「本籍地照会」について、大阪府立成人病センター院内がん登録の例をあげ、その方法、利点・欠点について述べる。

2. 本籍地照会の条件

住民票は公開が原則とされているため、住民票照会を実施するために特別な申請・承認を必要としない。一方、本籍地照会では、法務局に申請し、その許可を得る必要がある。当センター院内がん登録では、法務局より「戸籍・除籍謄本の無料交付、及び死亡届に添付された死亡診断書の記載事項証明交付」の許可を得ている。

3. 大阪府立成人病センター院内がん登録における予後調査の方法

当センター院内がん登録では、全登録患者について、診断から5年及び10年経過した時点で予後調査を実施し、99%以上の患者に

ついて予後情報を得ている。その方法は、まず、①大阪府地域がん登録に届け出た患者について、大阪府がん登録室から死亡情報を入手し、ついで、②当センターの最新来院情報を確認する。これらの方法で、診断から5年後あるいは10年後の予後が判明していない患者について、③本籍地照会あるいは住民票照会を実施する。本籍地照会の手順については後程述べるが、基本的な作業は、住民票照会も、本籍地照会も、ほぼ同様である。また、この調査で死亡が確認され、死因不明の死亡患者については、死因調査を別に行っている。

4. 本籍地照会の手順

1) 発送前準備

- ①照会用患者リスト、役場宛依頼文、宛名ラベルを準備する。
- ②患者リストの氏名、本籍地、生年月日などに間違いがないかを確認する。
- ③依頼文に契印及び公印を押す。
- ④切手を貼った返信用封筒を同封し、発送する。

返送後の処理

- ①役場名と内容(全員分返送されているかなど)をチェックする。
- ②生死の結果と次回予後調査に必要な項目(本籍地・筆頭者・氏の変更など)を転記する。

*大阪府立成人病センター調査部 集検整合係長

③役場より、「不明」と返答された患者では、カルテを調査し、本籍地を再確認する。再確認できなければ、住民票照会へ切り替える。

④最終的に、5年(10年)後の予後が判明するまで、再調査を繰り返す。

5. 本籍地照会の利点

- (1) 転籍の可能性は、転居のそれに比べて少ないため、調査にかかる労力を省力化することができる。当センターでは、転居・転籍先への再調査として、平均2～3回、発送作業を繰り返している。
- (2) 「無料交付」の認容のため、手数料が不要である。住民票照会の場合、当センターのような公的機関では、無料で交付される場合が多いが、手数料を請求される場合もある。
- (3) 死因調査で、法務局に死亡票の記載内容の請求を行う際、死亡時の本籍地及び死亡の届出日が必要となる。そのため、本籍地照会を優先すると、死因調査の実施が容易となる。

6. 本籍地照会の欠点

- (1) プライバシー保護の観点から、近年、医療施設での本籍の把握が困難になりつつある。
- (2) 法務局の許可が必要であり(5年間有効)、その許可を得ることが、年々困難となっている。
- (3) 法務局の承認内容も、厳しくなっている。例えば、以前は、全役場に対する許可を得ることが可能であったが、現在は、調査を依頼する役場を予め示す必要がある。従って、法務局から承認を得た後に、許可された地域以外の本籍地を持つ患者が登録されれば、その患者について本籍地照会を実施することができない。また、許可の下りていない役場に

転籍した患者では、その時点で住民票照会に切り替える必要がある。

7. 実用性、難度

本籍地照会は、院内がん登録においては、作業効率の点からみても、また、死因の把握が容易になる点からみても、推奨されるべき方法である。しかし、院内がん登録においても、本籍地の情報を得ることは、困難になりつつある。また、許可の下りていない地域では本籍地照会を実施することができない。従って、本籍地照会単独ではなく、住民票照会との併用が必要である。

一方、地域がん登録では、患者の本籍地の情報を正確に得ることは極めて困難であり、本籍地照会の実現性は乏しい。住民票照会を用いることが現実的と考える。

最後に、大阪府地域がん登録における予後調査の方法について、簡単に述べる。予後調査は、(1)がん死亡の把握、(2)他死因死亡の把握、(3)生存確認、の3段階からなる。(1)は、がん罹患患者の登録過程で完了している。(2)のためには、登録患者と大阪府在住者の全死亡情報(厚生省人口動態死亡統計大阪府分)とを照合し、①市区町村、②生年月日、③性別の3指標が完全一致したものをリストアップし、他の情報を確認して同一人物か否かを判定する。これらの作業を毎年、実施した上で、(3)診断から5年及び10年経過した時点で死亡情報を得ていない患者を対象に、住民票照会による生存確認調査を実施する。この調査では、大阪市を除く大阪府内在住者を対象としている。まず、堺市、東大阪市及び大阪府の各保健所の協力を得て、患者住所地の市区町村役場で住民票を閲覧し、生存、死亡、転居を調査する。転居の場合は、転居先市区町村に対して住民票照会を行う。転居に対しての住民票照会は通常3回まで繰り返して実施している。予後不詳の患者の割合は、診断から5年後で1～2%、10年後で2～3%である。